

盛岡市公民館使用料減免団体承認要件及び事務取扱基準

平成 16 年 5 月 7 日教育長決裁

盛岡市公民館使用料減免団体として承認できる団体は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する団体であって次に掲げる要件を備えたものとする。

	要 件	事務取扱基準
1	<u>社会教育活動を計画的に継続的に実施で き、その活動の成果が充分に期待できるも のであること。</u>	<p>①前年度の実績書により確認（新規承認 で、実績書の内容が 1 年に満たない場合 は、12 ヶ月の実績により判断する。） ②公民館での活動内容等で判断</p>
2	規約を有し、組織、会員が明確であること。	・規約、名簿の確認
3	自己財源を有し、健全に団体運営がなされ ていること。	・精算書及び予算書により確認
4	<u>事務所を市内に有し、また主たる活動の場 が公民館であること。</u>	<p>①会長または事務担当者が、市内に住所を 有すること。 ②実績書及び計画書により確認（年間 6 回 以上の公民館使用実績があること。なお、 継続承認で、年間の使用実績が 6 回に満た ない団体は、申請を受け付けた公民館長が 社会教育関係団体と判断した時、継続承認 することができる。）</p>
5	会員数がおおむね 10 人以上であり、会員 の 3 分の 2 以上が市内に住所を有するか、 または市内に勤務先を有すること。	<p>・名簿により確認 ・継続承認時に、会員数が 10 名未満の団 体は、申請を受け付けた公民館長が、社会 教育関係団体であると判断した時、継続承 認をおこなうことができる。</p>
6	一般市民から加入の申込を受けたとき、こ れを拒まないこと。	・団体の紹介を拒まないこと

<参考>

○社会教育法

（社会教育関係団体の定義）

第 10 条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に
属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。